

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	環境改善用冷凍機(B)点検時、操作電源用しゃ断器がトリップし「切」状態であることが認められたため、原因調査後対応検討。	G	
2	1号機	残留熱除去系ポンプ(A)室において、スチームドレンファンネル蓋位置ズレ(養生粘着テープがはがれて5cm程度開いていた)が認められたため、ファンネル蓋を通常状態へ復旧養生。	G	
3	1号機	500kv開閉所空気圧縮機給油ポンプ(B)において、「給油ポンプ吐出圧力低」警報発生によるトリップが認められたため、給油ポンプを停止保持状態にすると共に、原因調査後対応検討。	G	
4	2号機	主発電機固定子冷却水ポンプ(A)点検において、ポンプインペラに浸食が認められたため、対応検討。	G	
5	2号機	主蒸気ドレンライン外側隔離弁用電動弁点検時、弁駆動部ケースカバー内にグリースの漏えいが認められたため、当該駆動部を点検補修。	G	
6	2号機	気体廃棄物処理系脱湿塔排ガス入口弁(A,B)において、駆動空気供給用配管接続箱内の供給元弁(A系・B系)から駆動空気の供給を受ける当該弁の接続に相違(A系 B弁、B系 A弁と逆に取付)が認められたため、当該空気配管を正規(A系 A弁、B系 B弁)に接続変更。	G	
7	2号機	補機冷却海水系配管点検時、配管内面ライニングに腐食が認められたため、当該箇所を補修。	G	
8	2号機	給水配管油圧式防振器点検時、部品(タイロッド)に折損(1本)及びボルトの固着(1本)が認められたため、当該タイロッドを交換。	G	
9	2号機	低圧蒸気タービン内部車室(B)ヒートパッフル止め金具点検時、ワッシャの緩み(13箇所)及び脱落(1箇所)が認められたため、当該箇所を溶接補修。	G	
10	2号機	給水配管油圧式防振器点検時、部品(ピストンロッド)に摩耗(1本)が認められたため、当該ピストンロッドを補修。	G	
11	2号機	タービンランド蒸気系ランド蒸気復水器水位検出計点検時、検出元弁(2台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
12	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ塔点検に伴い、チャコール建屋天井ハッチ開放後、飛び地管理区域設定前に酸素濃度測定のため同ハッチから管理区域であるホールドアップ塔室内へ入域したことが認められたため、対応検討。(入域者は身体サーベイを行い汚染のないことを確認済み)	G	
13	2号機	補機冷却海水系熱交換器(B)鉄イオン注入流量計前弁点検において、弁蓋内面に腐食が認められたため、対応検討。	G	
14	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)低圧蒸気加減弁点検時、弁部品のボルト固着が認められたため、当該部品を工場にて補修。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	2号機	主復水器(A,B,C)冷却管渦流探傷試験において、冷却管に減肉・配管詰まり(A-1:8本, A-2:79本, B-1:9本, B-2:18本, C-1:6本 C-2:14本)が認められたため、当該冷却管に閉止栓。	G	
16	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)ロータ点検において、第7段動翼(27枚)に浸食が認められたため、対応検討。	G	
17	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系プロセス放射線モニタ記録計記録紙交換時、ペンのスイッチ復旧(ON操作)忘れが認められたため、対応検討。	G	
18	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋天井クレーン点検時、クレーンワイヤーロープが壁近くに設置される水銀灯ケーブル電線管に接触し変形が認められたため、当該電線管を補修すると共に対応検討。	G	H22.5.21再審議にてグレード変更「G G」
19	その他	1・2号機線源校正装置に装備されたCs-137線源において、当該線源成績書が異なる旨(財)日本アイソトープ協会より報告を受けたため、当該装置で点検校正した放射線計測器等の影響を確認。(点検校正の際には、成績書情報は使用していないことから問題なし)	G	